



統理様のもとで神社界の真姿を顕現しよう

令和4年9月1日 第1号

◆花菖蒲ノ會の会報第一号をお届けします。

◆会員数（賛同者）は8月31日現在159名となりました。

当会はこれまでは、神社庁や支部の組織ぐるみではなく、神社ないし宮司の個人的な参加により賛同者を募ってきました。皆様の周辺の思ひを同じくする方々に広くご賛同を呼びかけて戴ければ幸ひです。

10月に開催される神社本庁評議員会までに、神社界の輿論がいかなるものであるかを指し示すことのできる人数になるやう増員をしてゆきたいと存じます。

皆様のご協力により、賛同者の一層の増強にご協力を重ねてお願い申し上げます。

◆旭川地裁における「地位保全仮処分事件」の経過と状況

*5月の評議員会直後の臨時役員会において統理様は芦原氏を総長に、西高辻氏を副総長に指名されました。しかし、田中氏およびその支持者と総務部長とは多数決に従った指名を統理様に要求しました。統理様は信頼できる弁護士にも確認するとその場は納められました。

*統理様は庁規の「議を経て」は多数決ではなく意見を聞いての意味であることを複数の信頼できる弁護士に確認され、あらためて文書で芦原氏を指名をされました。

*統理様の「指名書」と、本庁の職員に対しての「指示書」を参考資料①として添付します。

*統理様の指名書に基づき、芦原氏が登記申請をしました。代表役員の交替があれば速やかに登記申請することは宗教法人法に定め

られております。しかし本庁事務局が統理様の指名書を無視したことによるやむを得ぬ処置でした。

*本庁（田中氏と総務部長）は、後任者が就任するまでの間は「なほ在任」するの規程を根拠に、田中総長が在任してゐるとしてゐます。（以下仮に暫定執行部と記します。）

*本庁（暫定執行部）は芦原氏が総長の地位にないとする仮処分を求める申立を旭川地裁に起こしました。

*旭川で2回の審尋があり、7月8日に旭川地裁は本庁（暫定執行部）の仮処分申立を認める判断をしました。

*この決定は庁規の「議を経て」の解釈で「責任役員会の過半数で総長を決める」といふ趣旨を認めたものではありません。暫定的な仮の決定にすぎません。

*芦原総長としては、直ちに異議申立をしました。

*この経緯につき、芦原氏が全国の庁長に郵送した説明書を参考資料②とします。

花菖蒲の花ことばは
「信頼」「情熱」「心意気」「優雅」
「よい知らせ（信頼できる情報）」
だそうです。
「信頼」できる神社本庁の姿を再構築すべく、「心意気」あるみなさまの力を結集させよう。

*この申立により8月8日に旭川地裁で審尋がありました。また別途、東京地裁に芦原氏が神社本庁の総長の地位にあることを確認する訴状を提出しました。

*芦原総長は、この異議申立にさきだち、当面の本庁業務の混乱をさけるために、登記申請を撤回することとしました。

*8月8日の旭川での審尋には、統理様には芦原氏を支持するお立場で自ら傍聴されました。

*旭川地裁は、東京地裁での本訴で結果をだせば、当地裁で決着をつける必要もないとして和解を提案しました。しかし、本訴の決着がいつになるかは不明であるし、その間の本庁のあり方については多くの課題もあるので、双方で和解条件を提示して、その上で裁判所の判断を待つこととしました。

*8月23日までに、この和解条件を提出することとなっていましたが、本庁側は条件の提出をせず、和解を拒否しました。

*裁判を長引かせて、「なほ在任する」の状態を続けるのが暫定執行部の方針かと思はれます。

◆本庁のホームページ

*神社本庁のホームページに以下の通知が掲載されました。

神社本庁の代表役員について
令和4年08月22日
本年5月、任期満了に伴う役員改選が行われましたが、次期代表役員総長の決定に至りませんでした。しかしながら、本庁理事の芦原高穂氏が、自らが代表役員総長に就任したとして、本庁内部の正式な手続を経ずに、6月6日付けで東京法務局に対して代表役員変更登記申請を行っていたことが判明しました。神社本庁は、この緊急事態を受けて、不実の登記が完了することを防ぐために地位保全仮処分命令申立てを行ったところ、令和4年7月8日付けで、旭川地方裁判所は、芦原氏が代表役員総長の地位にないことを仮に定めると決定しました。
なお、現在も、次期代表役員総長が決定して

いない状況ですので、神社本庁規に従い、田中恆清理事が代表役員総長として「なお在任」しておりますことをあわせてお知らせいたします。

「内部の正式な手続き」と言っていますが、統理様の「指名書」や職員に対する「指示書」を無視してゐる総務部と暫定執行部の行動には、「正式な手続き」があるとは思へません。

また、最高裁まで争ったことなど一度も載せたことのないホームページに、今になってこんなことを載せるのが、本庁の教化活動にとって有効なホームページの運用なのでせうか。

◆旭川地裁の仮処分決定の意味

この決定は、庁規の「議を経て」の解釈について、「役員会の決議で決めるべき」といふ田中氏側の主張を認めたものではありません。

「役員会の議決には拘束されずに統理様の指名によって総長が決まる」との解釈に立った上で、統理様が決裂状態で役員会を終はらせないやう配慮されて「弁護士に確認してから判断する、一旦お持ち帰りになって」とおっしゃったことから、「統理による指名があったと言へるかはっきりしてをらず、現段階で統理指名に確定的な効果が生じてゐるとは言へない可能性がある」とするものに過ぎません。もちろん、この決定は東京地裁の本案訴訟ではこれと異なる結論となりうることを当然の前提としてゐます。

◆私たちの考へ方

参考資料①の統理様の総長指名書、または遅くとも6月23日の役員会での統理様によるご指名のご発言により、既に芦原様が総長に就任してゐると考へてゐます。

東京地裁への本案訴訟も芦原様が既に総長に就任済みであることの確認を求めるもので、現時点で田中氏が「なほ在任」総長であることを認めた上で、判決によって総長を芦原様に代へようとするものではありません。

ご意見と入会希望者は以下のアドレスにメールでお願いします。(会報はメール優先します)

hanashobu2605@gmail.com

入会申込必要事項①花菖蒲ノ會趣旨に賛同します
②氏名③神社/役職④郵便番号⑤電話番号⑥メールアドレス